

福島県の自然と景観を過剰な再生エネルギー開発から守るための 法的な整備を求める意見書

地球環境問題がクローズアップされる現在、再生可能エネルギーは、輸入に頼らない純国産エネルギーであり、しかも発電時に二酸化炭素を出さないなどのメリットもあるとされます。その一方で、天候に左右されたり、その施設設置には広い土地が必要である事、乱開発された山林の山肌が流出し災害を誘発するなど、さまざまな課題も浮き彫りにされてきております。

現在全国各地で多くの再生エネルギー発電施設の建設がされていますが、一部の開発においては広大な土地を確保するために、森林を過剰なまでに伐採し発電施設を設置する事案が頻発しているのも事実であります。特に先進地といわれる西日本、中部日本においてはその傾向が顕著であり、山林を伐採し山肌を露出させ無理矢理太陽光発電施設を設置するような行為は、本来大気の循環を担うはずの森林を破壊するという本末転倒な行為であるといわざるを得ません。

さらに山林等の自然環境を開発しての再生エネルギー発電設備の設置は、景観の悪化という意味でも大きな問題があります。古来町並みという景観を守るために、環境に優しいといわれる電気を送電する為の電線や電柱は、景観の邪魔になるからという理由で多額の費用をかけて地中化されてきた歴史があります。自然景観の中に乱立する再生可能エネルギー発電施設はまさに景観を損なう電信柱的な存在であります。

わたしたちは決して再生エネルギーに反対と言う立場ではありません。再生可能エネルギーは人類が永続的に発展するために重要な方法論であると認識しています。そして先祖伝来受け継がれてきた自然と景観は県民の宝であります。福島県の美しい自然と景観を、美しいまま子供たちに残し伝えてやるためにも次の措置を講じていただきますよう強く要望いたします。

1. 再生可能エネルギー開発に伴う林地開発における環境影響評価における、景観に対する影響を評価し、その基準を明確にし、その評価内容を重視する事
 2. 県の開発認可に関わる審議会での検討事項に、開発による自然景観に対する悪影響等を考慮する要件を加える事
 3. 大規模な再生可能エネルギー開発に伴うトラブルが顕著化する昨今、抜本的な法規制が可能となるような条例の制定を検討する事
 4. 大規模な再生可能エネルギー発電施設開発に際しては現在電源開発地域に適応されている電源立地地域対策交付金(地元協力金)と同様の交付を検討し、その財源が必要であれば、その確保のために開発事業者からの徴税措置を行えるような法的整備を検討するよう国に申し入れをする事
 5. 開発事業者が開発許可・認可を受けた後に、運営主体の組織が大幅に改変された場合は許可及び認可または手続き自体を無効とするか、再申請を必要とする旨の要件を付け加える法的な整備を検討する事
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 6 年12月13日

福島県河沼郡会津坂下町議会議長 赤城大地

福島県知事 内堀 雅雄 殿